

## 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

公共港湾施設について、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第54号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表第2関係）
- (2) この条例は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

旧			新			
本則および付則 省略			本則および付則 省略			
別表第1 省略			別表第1 省略			
別表第2 (第11条、第23条関係)			別表第2 (第11条、第23条関係)			
1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)			1 公共港湾施設 (マリーナ施設を除く。)			
区分	金額	適用港	区分	金額	適用港	
泊地	5トン (総トン数をいう。以下この表において同じ。)未満	1隻1日につき <u>24円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港	5トン (総トン数をいう。以下この表において同じ。)未満	1隻1日につき <u>25円</u>	大津港 長浜港 彦根港 竹生島港
	5トン以上	1隻1日につき <u>24円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額		5トン以上	1隻1日につき <u>25円</u> に5トンを超える部分のトン数が1トン増すごとに1円を加算した額	
岸壁 (一般使用に限る。)、係船くい、桟橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>260円</u>	岸壁 (一般使用に限る。)、係船くい、桟橋、物揚場	5トン未満	1航海につき <u>270円</u>	
	5トン以上20トン未満	1航海につき <u>610円</u>		5トン以上20トン未満	1航海につき <u>640円</u>	
	20トン以上	1航海につき <u>800円</u>		20トン以上	1航海につき <u>840円</u>	
	100トン未満			100トン未満		
	100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,270円</u>		100トン以上300トン未満	1航海につき <u>1,330円</u>	

	300トン以上	1航海につき <u>2,160円</u>
	900トン未満	
	900トン以上	1航海につき <u>3,050円</u>
岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月につき <u>1,490円</u>
船揚場（専用使用に限る。）		1平方メートルごとに1月につき <u>770円</u>
野積場		1平方メートルごとに1日につき 6円
港湾施設用地	工作物の設置	1平方メートルごとに1月につき <u>130円</u> (仮設建物を設置する場合は、390円)
	電柱類の設置	1本1月につき <u>120円</u>
船揚場（一般使用に限る。）		1隻1日につき <u>1,560円</u>
駐車場	普通車	1台30分につき 150円
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき <u>4,810円</u>
出札所		1平方メートルごとに1月につき <u>5,070円</u>
改札所		1時間につき <u>1,400円</u>
集会室	午前9時から 午後5時まで	1時間につき <u>1,400円</u>
	上記以外の時	1時間につき <u>2,020円</u>

	300トン以上	1航海につき <u>2,270円</u>
	900トン未満	
	900トン以上	1航海につき <u>3,200円</u>
岸壁（専用使用に限る。）		沿岸1メートルごとに1月につき <u>1,560円</u>
船揚場（専用使用に限る。）		1平方メートルごとに1月につき <u>810円</u>
野積場		1平方メートルごとに1日につき 6円
港湾施設用地	工作物の設置	1平方メートルごとに1月につき <u>140円</u> (仮設建物を設置する場合は、410円)
	電柱類の設置	1本1月につき <u>130円</u>
船揚場（一般使用に限る。）		1隻1日につき <u>1,640円</u>
駐車場	普通車	1台30分につき 150円
船舶揚降施設（動力設備を使用する場合に限る。）		揚船または降船1回につき <u>5,050円</u>
出札所		1平方メートルごとに1月につき <u>5,320円</u>
改札所		1時間につき <u>1,470円</u>
集会室	午前9時から 午後5時まで	1時間につき <u>1,470円</u>
	上記以外の時	1時間につき <u>2,120円</u>

間		間	
船舶用給水施設	給水量0.1立方メートルにつき <u>58円</u>	船舶用給水施設	給水量0.1立方メートルにつき <u>61円</u>
船舶用給油施設	給油量0.1立方メートルにつき <u>700円</u>	船舶用給油施設	給油量0.1立方メートルにつき <u>740円</u>
船舶用給電施設	給電1回につき <u>1,400円</u>	船舶用給電施設	給電1回につき <u>1,470円</u>
船舶用汚水処理施設	処理量0.1立方メートルにつき <u>32円</u>	船舶用汚水処理施設	処理量0.1立方メートルにつき <u>34円</u>
駐車施設	大型車 マイクロバス (乗車定員11 人から29人ま でのものをい う。) 自動二輪車 原動機付自転 車	1回1台につき <u>2,190円</u> 1回1台につき <u>1,500円</u> 1台2時間以内 <u>120円</u> 1台超過時間1時間につき <u>50 円</u>	大津港 彦根港
普通車 ( けん 被牽引車を けん 牽引している ものを除く。) 被牽引車	1回1台につき <u>590円</u> 1回1台につき <u>1,180円</u>	長浜港	
駐車施設	大型車 マイクロバス (乗車定員11 人から29人ま でのものをい う。) 自動二輪車 原動機付自転 車	1回1台につき <u>2,300円</u> 1回1台につき <u>1,580円</u> 1台2時間以内 <u>130円</u> 1台超過時間1時間につき <u>50 円</u>	大津港
普通車 ( けん 被牽引車を けん 牽引している ものを除く。) 被牽引車	1回1台につき <u>620円</u> 1回1台につき <u>1,240円</u>	長浜港	

注 省略  
2 省略

注 省略  
2 省略